



2023年5月19日

各 位

会 社 名 名 古 屋 電 機 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 服 部 高 明
(コード番号 6 7 9 7 名証メイン市場)
問 合 せ 先 取 締 役 鬼 頭 達 史
(T E L . 0 5 2 - 4 4 3 - 1 1 1 1)

監査等委員会設置会社への移行に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年1月31日に開示いたしましたとおり、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行する方針であります。これに伴い、本日開催の当社取締役会において、2023年6月23日開催予定の当社第66期定時株主総会に定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社に移行後の役員の異動につきましては、2023年4月28日付の「役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 変更の理由

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 <条文省略>	第1条～第3条 <現行どおり>
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> <削 除> (3) <u>会計監査人</u>
第5条 <条文省略>	第5条 <現行どおり>
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条 <条文省略>	第6条 <現行どおり>

現行定款	変更案
<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の<u>規程</u>により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>第8条～第13条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条～第21条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第22条 当社の取締役は、8名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(選任方法)</p> <p>第23条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第24条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>2 <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の<u>規定</u>により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>第8条～13条<現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条～第21条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第22条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、8名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第23条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <現行どおり></p> <p>3 <現行どおり></p> <p>(任期)</p> <p>第24条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="427 230 564 259" style="text-align: center;">＜新 設＞</p> <p data-bbox="212 483 603 515">(代表取締役および役付取締役)</p> <p data-bbox="194 519 794 584">第25条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="288 629 794 801">2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p data-bbox="194 882 493 911">第26条 <条文省略></p> <p data-bbox="212 956 489 985">(取締役会の招集通知)</p> <p data-bbox="194 990 794 1162">第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="288 1171 794 1276">2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p data-bbox="427 1317 564 1346" style="text-align: center;">＜新 設＞</p> <p data-bbox="194 1606 477 1635">第28条 <条文省略></p> <p data-bbox="212 1680 461 1709">(取締役会の議事録)</p> <p data-bbox="194 1713 794 1886">第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p> <p data-bbox="288 1895 794 2033">2 前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載する。</p>	<p data-bbox="911 230 1422 443">4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p data-bbox="836 483 1228 515">(代表取締役および役付取締役)</p> <p data-bbox="818 519 1422 624">第25条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="911 629 1422 842">2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p data-bbox="818 882 1106 911">第26条<現行どおり></p> <p data-bbox="836 956 1115 985">(取締役会の招集通知)</p> <p data-bbox="818 990 1422 1128">第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="911 1171 1422 1276">2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p data-bbox="836 1317 1240 1346"><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p data-bbox="818 1350 1422 1563">第28条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p data-bbox="818 1606 1134 1635">第29条 <現行どおり></p> <p data-bbox="836 1680 1086 1709">(取締役会の議事録)</p> <p data-bbox="818 1713 1422 1886">第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印する。</p> <p data-bbox="911 1895 1150 1924">2 <現行どおり></p>

現行定款	変更案
<p>第30条 <条文省略></p> <p>(報酬および退職慰労金等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、退職慰労金および賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任の免除)</p> <p>第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む)の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第33条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第34条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第31条 <現行どおり></p> <p>(報酬等)</p> <p>第32条 取締役の報酬および賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任の免除)</p> <p>第33条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む)の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;"><削除></p>

現行定款	変更案
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第36条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第37条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第38条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u> 第39条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>(監査役会規程)</u> 第40条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>(報酬等)</u> 第41条 <u>監査役の報酬、退職慰労金およびその他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>(監査役の責任の免除)</u> 第42条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む）の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>

現行定款	変更案
<p><新 設></p>	<p align="center">第5章 監査等委員会</p>
<p><新 設></p>	<p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p>
	<p><u>第34条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p><新 設></p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p>
	<p><u>第35条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p><新 設></p>	<p>(<u>監査等委員会の決議方法</u>)</p>
	<p><u>第36条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p><新 設></p>	<p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)</p>
	<p><u>第37条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査等委員がこれに記名押印する。</u></p>
<p><新 設></p>	<p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p>
	<p><u>第38条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p align="center">第6章 会計監査人</p>	<p align="center">第6章 会計監査人</p>
<p>第43条～第44条 <条文省略></p>	<p>第39条～第40条 <現行どおり></p>
<p>(報酬等)</p>	<p>(報酬等)</p>
<p>第45条 会計監査人の報酬は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>第41条 会計監査人の報酬は、代表取締役が<u>監査等委員会等</u>の同意を得て定める。</p>
<p align="center">第7章 計 算</p>	<p align="center">第7章 計 算</p>
<p>第46条～第47条 <条文省略></p>	<p>第42条～第43条 <現行どおり></p>

現行定款	変更案
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第48条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第49条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 <現行どおり></p> <p>3 <現行どおり></p> <p>第45条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)</p> <p>第1条 当社は、第66期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年 6月 23日 (金)
定款変更の効力発生日 2023年 6月 23日 (金)

以 上